

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

ご注意

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

3 1
2
1
「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は記載しないでください。
新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所の欄の「個人番号」は記載してください。
一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

町田市長様		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所)又は所在地	〒											
令和 年 月 日提出			フリガナ												
			名称												
			代表者の職氏名印 法人番号 又は個人番号	Ⓜ											
給与所得者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日									
受給者番号(整理番号)	フリガナ														
氏名	[旧姓]														
生年月日	昭和・平成 年 月 日														
個人番号															
1月1日現在の住所															
給与の支払を受けなくなった後の住所															

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄					
特別徴収義務者 指定番号					
宛名番号					
連絡先の課・係、 担当者氏名及び電 話番号		課・係			
		氏名			
		電話	(内線)		
異動の事由		異動後の未徴収 税額の徴収		退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額 円	
<ol style="list-style-type: none"> 退職 転勤 合併 休職 長期欠勤 死亡 会社解散 住所誤報 その他 (特別徴収不可) 		<ol style="list-style-type: none"> 一括徴収 (月分で納入) (月 日納期限分) →【1】欄に予定額等を記入 特別徴収継続 →【2】欄を新勤務先で記入 普通徴収 		控除社会 保険料額 円	
※「9.その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、以下のいずれかの理由を必ず選択してください。					
1 (普A)	総従業員数が2人以下 (下記「普徴B」～「普徴E」に該当する(他市区町村分を含む)従業員数を差し引いた人数)				
2 (普B)	他の事業所で特別徴収(乙欄適用者)				
3 (普C)	給与が少なく税額が引けない				
4 (普D)	給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)				
5 (普E)	事業専従者(個人事業主のみ対象)				

【1】給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記入してください。

一括徴収の理由		徴収予定	
1. 異動が 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出)		徴収予定 月 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円
2. 異動が 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため			
異動者印			

相続人の氏名等	
氏名	続柄
住所	
電話	

【2】転勤(転職)等による特別徴収継続届出書

法人番号又は個人番号										
新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)										
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地	〒									
フリガナ										
名称										
代表者の職氏名印	Ⓜ									
連絡先の課・係、 担当者氏名及び電 話番号	課・係									
	氏名									
	電話	(内線)								
新しい勤務先では 月割額 円を 月分から徴収し、納入します。										
新規の場合は、いずれかを選択してください。 (新規以外で、納入方法を今後変更する場合を含む)		納入書 要 ・ 不要								

【提出先】 〒194-8520 町田市森野2丁目2番22号 町田市役所 財務部市民税課 特別徴収係